

デザインマンホール設置 PR 業務委託 仕様書(案)

1 委託業務名

デザインマンホール設置 PR 業務

2 契約締結期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

3 業務の概要

本業務は、群馬県に設置される予定であるデザインマンホールに関し、報道機関向けの発表会の関連業務や、県内周遊を促す PR 動画及びチラシの製作を委託するものである。

4 業務内容

- (1) 報道機関向けの発表会でのデザインマンホール展示対応（設置及び撤去）
 - ・県内に設置予定のデザインマンホールに係る報道機関向け発表会（本年秋頃実施予定）において、デザインマンホールの設置及び撤去を行う。
 - ・発表会のバックパネルと、バックパネル上部に掲げる、発表会のタイトルパネルを作成し、設置及び撤去を行う。バックパネルの大きさは、デザインマンホールの並べ方を考慮したものとすること。
 - ・発表会の実施にあたり、会場内にデザインマンホール5枚を整列させ、報道機関に対し効果的に展示できる状態とすること。
 - ・展示方法は、会場条件やデザインマンホールの仕様を踏まえ、最適な手法を提案すること。
 - ・展示にあたっては、視認性、撮影のしやすさ及び安全性に配慮すること。
 - ・発表会を想定する会場は別紙1のとおりとし、当該条件を踏まえ配置計画を提案すること。
 - ・展示するデザインマンホールの仕様の詳細は、以下のとおりとする。
 - 日之出水道機器製「WA-63 タイプ」
 - 直径：約 634mm、重さ：約 45 kg
 - 日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G - 4 規格準拠品
 - 荷重区分 T-14（歩道用）
 - ※展示用のマンホール架台は約 6.5kg/台。
 - ・発表会当日までに設置を完了させ、展示に支障がない状態とすること。
 - ・発表会終了後は、速やかに撤去を行い、会場を原状回復すること。

(2) PR 動画の製作

- ・デザインマンホールの設置場所を PR する動画を製作する。様々な情報媒体で活用できるように、横型動画と縦型動画の 2 種類を作成すること。
- ・PR 動画の効果的な活用方法を提案し、群馬県と調整の上、実施する。

① 動画の長さ

横型動画、縦型動画ともに 15 秒

※③に示す構成を満たすために必要であれば、横型動画に限り 30 秒の動画を提案することは差し支えない。

② 利用シーン

【横型動画】

県公式 YouTube チャンネル tsulunos、県庁正面玄関の LED ビジョン、県広報番組など

【縦型動画】

県公式 SNS アカウント・Instagram、TikTok など

③ 構成

デザインマンホールが県内に設置されることを紹介するとともに、各地の周遊を促す構成を提案すること。

④ その他

デザインマンホールの素材を提供できるのは 8 月中旬以降の予定であるため、提供されるまでは仮素材にて作成すること。

(3) PR チラシの製作

- ・デザインマンホールの位置を案内するとともに、周遊を促す PR チラシを製作する。
- ・PR チラシの効果的な活用方法を提案し、群馬県と調整の上、実施する。
- ・製作したチラシは、県の指定する箇所（25 か所程度、1 箇所 100～300 部）に送付すること。

【仕様】

部数：5,000 部

刷り：4 C+ 4 C

紙質：コート紙 90kg

仕上がり：A 4 判（縦）両面

5 業務スケジュール

令和 8 年 7 月中旬	契約締結、業務開始
9 月上旬	PR 動画、PR チラシの提出
9 月中旬～10 月上旬	PR 動画、PR チラシのブラッシュアップ、台座完成

10月中旬

お披露目会開催

6 実績報告書及び成果物の提出

業務が完了したときは、速やかに実績報告書を作成し、以下の成果物を提出すること。なお、マンホール台座はお披露目会後に撤去すること。

【PR 動画】

電子データ（Adobe Premiere Pro 2023 及び mp4 等の動画形式）を電磁的記録媒体に保存して提出。

※編集が可能なように、音源・画像・テロップ等はレイヤーを分けて制作すること。

【PR チラシ】

チラシ本体：5,000 枚

※県の指定する箇所（25 か所程度、1 箇所 100～300 部）に送付すること。

成果物のデータを記録した DVD-R：1 枚

※データは編集可能な媒体とすること。

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務における実施体制を明確化し、企画提案書に記載すること。
- (2) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (3) 群馬県と連携を密にし、必要な打合せ・相談を行い、本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、群馬県と協議により決定すること。
- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを補償するものとする。
- (5) 本業務に関する著作権及びその他の利権は、すべて県に帰属するものとし、今後、制作物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。